

第 10 号 議 案

令和8年度（2026年度）町田市国民健康保険事業会計予算

令和8年度（2026年度）町田市国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,912,909 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年（2026年）3月9日提出

東京都町田市長 稲垣 康 治

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険税		千円 8,630,986
	1. 国民健康保険税	8,630,986
2. 使用料及び手数料		60
	1. 手数料	60
3. 国庫支出金		772
	1. 国庫補助金	772
4. 都支出金		26,670,189
	1. 都負担金	2,909
	2. 都補助金	26,667,280
5. 繰入金		4,543,710
	1. 繰入金	4,543,710
6. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
7. 諸収入		67,191
	1. 延滞金加算金及び過料	22,924
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	44,266
歳 入	合 計	39,912,909

歳 出

款	項	金 額
1. 総務費		千円 7 1 6 , 1 3 7
	1. 総務管理費	5 7 8 , 7 2 2
	2. 徴税费	1 3 6 , 5 6 1
	3. 運営協議会費	8 5 4
2. 保険給付費		2 6 , 3 7 0 , 0 0 6
	1. 療養諸費	2 2 , 5 5 8 , 3 7 5
	2. 高額療養費	3 , 6 4 9 , 4 9 4
	3. 移送費	3 0 0
	4. 出産育児諸費	9 1 , 5 4 2
	5. 葬祭諸費	2 4 , 0 5 0
	6. 結核・精神医療給付金	4 6 , 2 4 5
	○ 傷病手当金	0
3. 国民健康保険事業費納付金		1 2 , 2 3 2 , 4 8 7
	1. 医療給付費分納付金	7 , 9 0 7 , 7 3 2
	2. 後期高齢者支援金等分納付金	2 , 9 5 0 , 0 5 1
	3. 介護納付金分納付金	1 , 1 2 1 , 5 0 3
	4. 子ども・子育て支援納付金分納付金	2 5 3 , 2 0 1
4. 保健事業費		5 1 6 , 6 7 8
	1. 特定健康診査等事業費	4 7 4 , 3 9 4
	2. 保健事業費	4 2 , 2 8 4
5. 諸支出金		7 2 , 6 0 1
	1. 償還金及び還付金	7 2 , 6 0 0
	2. 繰出金	1
6. 予備費		5 , 0 0 0
	1. 予備費	5 , 0 0 0
歳 出	合 計	3 9 , 9 1 2 , 9 0 9

国民健康保険事業会計

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
保険税課税事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	千円 32,054
保険税収納事業	令和 8 年度 から 令和 11 年度 まで	54,822
督促状・催告書作成委託事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	3,192
特定保健指導事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	9,065